

平成29年関川村議会11月（第5回）臨時会議会議録（第1号）

○議事日程

平成29年11月9日（木曜日） 午前10時 開会

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 報告第7号 専決処分の報告について（下越障害福祉事務組合規約変更について）
 - 第 4 報告第8号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算（第4号））
 - 第 5 議員派遣
 - 第 6 行政報告
-

○本日の会議に付した事件

- 第 1 会議録署名議員の指名
 - 第 2 諸般の報告
 - 第 3 報告第7号 専決処分の報告について（下越障害福祉事務組合規約変更について）
 - 第 4 報告第8号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算（第4号））
 - 第 5 議員派遣
 - 第 6 行政報告
-

○出席議員（10名）

1番	近	良	平	君	2番	伊	藤	敏	哉	君		
3番	小	澤	仁	君	4番	加	藤	和	泰	君		
5番	鈴	木	万	寿	夫	君	6番	高	橋	忠	夫	君
7番	高	橋	正	之	君	8番	菅	原	修	君		
9番	伝	信	男	君	10番	平	田	広	君			

○欠席議員（なし）

○地方自治法第121条の規定により出席した者

村	長	平	田	大	六	君	
副	村	長	佐	藤	忠	良	君

教 育 長	佐 藤 修 一 君
総 務 課 長	加 藤 善 彦 君
税 務 会 計 課 長	田 村 久 美 子 君
住 民 福 祉 課 長	中 東 正 子 君
農 林 観 光 課 長	伊 藤 隆 君
建 設 環 境 課 長	高 橋 賢 吉 君
教 育 課 長	稲 家 誠 君
総 務 課 参 事	野 本 誠 君
住 民 福 祉 課 参 事	伊 藤 和 義 君
農 林 観 光 課 参 事	板 越 昌 生 君

○事務局職員出席者

事 務 局 長	佐 藤 充 代
主 任	石 山 洋 介

午前10時00分 開 会

○議長（近 良平君） おはようございます。

ただいまの出席議員は10名です。定足数に達していますので、これより平成29年関川村議会11月臨時会議を開会します。

これより本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

議事進行によろしくご協力をお願いします。

日程第1、会議録署名議員の指名

○議長（近 良平君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本臨時会議の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定によって、9番、伝 信男さん、10番、平田 広さんを指名いたします。

日程第2、諸般の報告

○議長（近 良平君） 日程第2、諸般の報告を行います。

地方自治法第199条第9項の規定により定例監査結果報告書、及び同法第235条の2第3項の規定により平成29年8月、9月分の例月出納検査結果報告書が提出されています。議員控室に保管していますので、ごらんください。

議長決定により議員派遣を行いましたので、お手元に配付のとおり報告いたします。

以上で諸般の報告を終わります。

6番、高橋忠夫議員から発言の申し出がありましたので、これを許可します。6番、高橋さん、どうぞ。

○6番（高橋忠夫君） 高橋忠夫と申します。先回、9月の定例会議におきまして、私の質問の中で日の出公園の質問の内容でございましたけれども、私が公園予定地の4分の1を代替地に充てたため狭くなっているのが現状であると理解していると一般質問をしたわけですがけれども、地権者のほうからクレームがございまして、よく検討した結果、最初から代替地は代替地で公園予定地の4分の1ではなかったということが判明いたしました。それで、地権者には大変ご迷惑をおかけしまして申しわけなく思っております。ここで改めまして心からおわびを申し上げます。大変申しわけありませんでした。

日程第3、報告第7号 専決処分の報告について（下越障害福祉事務組合規約変更について）

日程第4、報告第8号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算（第4

号))

○議長（近 良平君） 日程第3、報告第7号 専決処分の報告について（下越障害福祉事務組合理約変更について）及び日程第4、報告第8号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算第4号）を一括議題とします。

提案理由の説明を求めます。村長。

○村長（平田大六君） おはようございます。

本日は本会議の開催をお願いいたしましたところ、大変ご多用にもかかわらずご出席をいただきまして、ありがとうございました。

提案議案であります報告2件についてご説明をいたします。

まず、報告第7号は、下越障害福祉事務組合理約の変更についてであります。地方自治法第180条の規定によりまして専決処分をいたし、それを報告するものであります。詳細は、総務課長に説明をさせます。

次に、報告第8号は、平成29年度関川村一般会計補正予算（第4号）についてであります。この予算は衆議院の解散に伴いまして総選挙に要する経費を補正いたしまして、地方自治法第180条の規定により専決処分をいたしましたので、報告するものであります。この詳細も総務課長に説明をさせますので、よろしくお願ひします。

○議長（近 良平君） 総務課長。

○総務課長（加藤善彦君） おはようございます。

それでは、報告第7号 専決処分の報告について（下越障害福祉事務組合理約変更について）ご説明を申し上げます。

平成30年5月1日に福祉型障害児入所施設であるいじみの学園及び障害者支援施設であるいじみの寮、この2つがいずれも新築移転することに伴いまして、施設の名称を中井さくら園に変更するものであります。

次に、報告第8号 専決処分の報告について（平成29年度関川村一般会計補正予算（第4号））につきまして説明をさせていただきます。

今ほど村長のほうからご説明がありましたとおり、10月の10日公示、10月の22日に投開票が行われました衆議院議員総選挙、これに係る経費を計上したものでございます。歳出につきましては、今ほど説明した経費でございますし、これに係る歳入につきましては、7ページにありますとおり県からの委託金で賄うというものでございます。

なお、1点ちょっと修正と申しますかお願ひしたいんですけれども、8ページになりますが、8ページの報酬のほうで、説明の中で10、衆議院議員総選挙、2、委員報酬、それで、1、選挙管理委員会委員報酬となっておりますが、実際には選挙管理委員だけではなくて立会人等の報酬も含め

ますので、この2の委員と報酬の間に等を入れていただきまして委員等報酬、1の選挙管理委員会委員のところにつきましても、等を入れて委員等報酬ということで訂正をお願いしたいと思います。大変失礼しました。

以上で説明を終わります。

○議長（近 良平君） これで提案理由の説明を終わります。

これより質疑を行います。

初めに、報告第7号の質疑を許します。質疑はありませんか。9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 伝です。今現在、村内からそのいじみの学園を利用している人は何人か。それと、何か、いじみの学園というのは昔からなじみのある学園だったんですけれども、何でこの中井さくら園に改名しなければならなかったか。その辺ちょっとお聞きします。

○議長（近 良平君） 副村長。

○副村長（佐藤忠良君） いじみの寮、いじみの学園の利用者であります。この組合の代表監査委員をやっておりますので、その観点でご説明申し上げます。

たしか、下のほうに資料がありますが、現在3名だと思います、関川村から。それぞれ、いじみの寮のほうは3名ですね、学園のほうは村からは入っていないというふうに思います。

もう一つ、移転した理由であります。老朽化に伴いまして五十公野地域から、新発田の清掃施設、要らなくなった施設がありまして、それを取り壊しをして、そこが今建設工事中であります。

その関係で場所が変わりましたので、名称も変更するというものであります。

○議長（近 良平君） これで質疑を終わります。

次に、報告第8号の質疑を許します。質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） 質疑なしと認めます。

これで報告を終わります。

日程第5、議員派遣

○議長（近 良平君） 日程第5、議員派遣を議題とします。

お諮りします。会議規則第129条の規定により、お手元に配付しました内容で議員を派遣することにしたいと思っております。なお、変更があった場合は、議長に一任願いたいと思っております。これにご異議ありませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） ご異議なしと認めます。したがって、日程第5、議員派遣については、お手元に配付のとおり議員を派遣することに決定しました。

日程第6、行政報告

○議長（近 良平君） 日程第6、村長から行政報告について申し出がありました。これを許します。村長。

○村長（平田大六君） 皆様の貴重な時間をおかりいたしまして、行政報告を2つさせていただきます。

1つは、木質バイオマス発電事業の現時点での状況の報告であります。もう一つは、わかぶな高原スキー場のことにつきましての用地の関係、スキー場の準備のことにつきましての報告、その2つを報告させていただきます。詳細につきましては、それぞれ担当の者に説明をさせる予定でありますので、よろしく願いをいたします。

まず、第1点、木質バイオマス事業の、きょう時点での経過のことにつきましてでございます。このことにつきましては、先月10月3日に行政報告をいたしたところであります。その後の具体的な進展はまだ進んでおりません。そのような状況の中で報告をさせていただきます。

また、本件につきましては裁判の事項にもなっておりますので、それにかかわる部分につきましては、あるいは報告できない差しさわりある部分もあろうかと思っておりますので、ご了解をいただきたいをお願いを申し上げます。

まず、第1点であります、アメリカからの資金、現段階でまだ入金をされておられません。そのような状況の中で、私ども行政といたしまして、どのように今それに当たっているかというのを報告を申し上げます。

私ども村とこの関係につきましては、3,000万円をパワープラント関川にお貸ししている、その返済の時期が到来いたしておまして、先月期限が切れ、それで督促いたしております。その後、まだ返金されておられません。その事情が、今月に入りましてから、パワープラントの社長、永井伸治代表から、その説明、おこなっている理由などにつきまして書類で返答をいただいております。その具体的な内容は、アメリカから資金がまだ予定どおり入ってきていない、そのようなことで営々今、努力いたしておりますのでしばらく待っていただきたい、このような文書をいただいております。永井社長にお聞きいたしますと、ほとんど毎日アメリカと連絡をとっておるところでありまして、そのファイナンスの状況などは、その都度、私どものほうにも状況がわかるようになっております。そのような中で資金のアメリカ国内での手続きがおこなわれている、それで資金が日本のほうに送られてこない、そういう状況であります。しかしながら、そのアメリカのほうでもその努力は続けていると。このようなことが現在の状況であります。

次に、村として、これをどのように対処していくかということでもありますけれども、現在、直接私どもの村として今問題とすべきところは、その3,000万円の金を返してもらう期限が切れておりま

すし、それを返していただく、そういうことに今後とも営々努力を続けていく。また、村としても、私どものこの村の状況を永井社長を通じてアメリカのほうに報告をしていただいで、送金が早急に行われるようにしていく。そのようなことで、今、対処をいたしているところであります。皆さん方にいろいろと期待を持っていただくような説明をいたしておりますけれども、現状はそのようなことでもありますので、またしばらく送金を待つ、こういうことにいたしたいと考えております。また、これに関連いたします電力会社の関係、それから材の関係は、今のところパワープラント関川とその関係はつながっているというように承っております。

以上が木質バイオマスに関する現状での状況の報告であります。先般の報告とほとんど進展していない状況でこのような報告を申し上げますのは申しわけないと思っておりますけれども、ご理解をいただきたいとお願いを申し上げます。

次に、2番目のわかぶな高原スキー場の現時点での状況であります。現在、この冬の開場に向けて準備をいたしているところであります。地権者、地主の皆さん方との関係は今どうなっているかということ報告申し上げます。

現在、5年というような期限をめどに過半数の人たちの契約をほぼ終わっておりまして、合意をいただいております。また、残りの皆さん方につきましては、現在、貸すということには同意をいただいておりますけれども、条件がまだ整っておりませんので契約を終わっていない、そういう段階でございます。その皆さん方と昨年から三十数回にわたりまして、いろいろと協議、またはお願いを続けているところでありまして、私どもが現在準備いたしております、そのことについては、地権者の皆さん方に黙認をいただいている、このような段階であります。また、今後とも、全員の同意をいただくようにまた努力を続けてまいりたい、このように考えております。

以上、2つにつきまして行政報告をさせていただきましたので、よろしくお願いをいたします。

○議長（近 良平君） これより質疑を行います。質疑はありますか。2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） 2番、伊藤でございます。失礼ですけれども、座って質問させていただきます。

ただいま村長から木質バイオマス関連のご説明がございました。これに関連しまして、質問をさせていただきます。

村長はかねてから、昨年28年の10月20日の関川村長措置請求に基づく監査請求の結果、それから私どもが提案して決議いたしました平成29年3月21日定例会における木質バイオマス発電事業計画続行の可否判断時期を本年9月と定めることを求める決議、この両方について、村政を預かっている中で重く受けとめて行政を進めていく所存ですというふうに述べていただいております。この監査請求の結果報告を一部引用させていただきますながら、質問させていただきます。

まず、報告書の項目の3番に判断という項目がございます。これは、監査委員が請求を棄却した

根拠となる部分でございます。一部、読ませていただきます。「村と株式会社パワープラント関川は、村が支援する本件事業の継続を表明しており、現在も事業を遂行している。このことからして、出資した、また貸し付けたことによる村の財産、権利は現存しているの、損害をこうむったとは言えない」というふうに表現しております。これが昨年の10月20日ですが、1年以上経過した現在の状況を見ますと、本年9月30日の返済期限は既に1カ月以上過ぎている現状でございます。必然的に、お金が返ってきていないわけですから、村に対する損害は既にこうむっている状況にあると考えられます。

続けます。「財産の管理については、株式会社パワープラント関川の組織において、村長は取締役員の地位にあり、村の現存する財産を管理する立場としても位置づけられ、再三の送金要求を行っており、財産の管理を怠っているとは言えない」と証言されております。これに対して、現状でございますが、取締役員である平田村長は現在も村長職でございますので取締役員の地位にあられるわけですが、既に今期限りでの村長の引退を表明されております。村長の任期を終えた後のパワープラント関川の取締役員としての位置づけはどうされるお考えなのか。また、平田大六さん個人で出資している5万円の取り扱いなども気になっているところでございます。

続きます。「これらのことから本件事業が、欺罔、いわゆる人をあざむくこと、欺罔されているかどうかは現段階では判断できない。これらの事実により、本件事業の撤退ないし契約の解除等を求める主張は理由がないと判断する」と監査委員は結んでおります。

監査結果が報告されてから、既に1年が経過しております。この1年の経過は非常に重いものがあると考えております。3月定例会におきましては、継続可否判断を9月に求める決議を賛成多数で可決させていただいております。

ここで、村長にお伺いします。監査結果が報告された時点と1年を経過した現在では状況は大きく変わっていると思います。村長の現在の事業の進捗については先ほどご説明ありましたが、1年前、監査請求を報告された時点と現在との状況の変化について、どう受けとめていらっしゃるかお伺いいたします。

○議長（近 良平君） 村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） まず、監査結果のことでございますけれども、そのことにつきましては、今、伊藤議員がおっしゃいましたように非常に大事なことであるというように受けとめておりまして、それに対してこの1年間、いろいろなことにつきまして、このことについて現在も努力をさせていただいているところであります。

また、損害をこうむっているのではないかというようなご質問でありますけれども、そのことにつきましても、返済の時期を過ぎているということ、その事実を見れば損害というようなことになると思われるものであります。

また、村長個人としての出資についてはどうなるかというようなこと、また村の出資についてはどうなるかというようなご質問でありましたけれども、まず村の出資につきましては、そのまま継続をしていかなければならない、そのように考えております。

また、平田大六、私個人の出資につきましては、現在それに固守していくという考えはございません。ご希望であれば、しかるべき人にお譲りしてもいい、そのように考えておりますので。以前から申し上げておりますように、今600万円でP P Sスタートいたしておりますけれども、これが事業が展開する場合には、さらにこの出資者を募って大きくしていくというような考えも皆さん方にお伝えいたしてきたところでありまして、その方針に従えば、私が出資させていただいている部分につきましても、ご希望があればどなたにもお譲り申し上げ、一向に私はそのことについて固守するということは考えておりません。以上であります。

○議長（近 良平君） 2番、伊藤さん。

○2番（伊藤敏哉君） ありがとうございます。

村長の今のご答弁は、パワープラント関川取締役員の出資については譲っても可というようなご答弁だったかと思えます。引き続きまして、もう1点、関連の質問をさせていただきます。

先ほど、監査結果の報告書を引用させていただきましたが、もう1回、今度は最終の部分です。監査委員から、村長への意見要望ということで表現されている部分であります。「住民の不安を払拭するため早期の実現に一層の努力をするのはもちろんであるが、今までの事業経緯、現在の状況、今後の方針等をより丁寧な説明で住民に伝えるべきではないか。また、公表の方法も住民の年齢層、情報の受け入れ環境を考慮し、より多くの住民に情報が伝わるよう検討すべきと思う。また、今までの経緯の事実からして予想外の状況も発生しないとも限らない。今後も、住民に対して、その時々状況に応じた情報を速やかに伝えることを要望する」というふうに表現されております。先ほど村長からご説明いただきましたが、その内容はこれまでと何ら変わった内容は含まれておらず、監査委員から指摘のあるような広く住民のわかりやすい説明というにはかなりほど遠い感じがいたしております。

続けます。「村の財産管理については、いかなる状況においても怠りなく所要の措置を講じること」とも記載されております。先ほど、村長が交代された後の取締役の扱いなどについての村長の現在の意思をお聞かせいただきましたけれども、取締役の交代につきましては、やはり村からパワープラントを指導していただきまして、新たに村長になる人が充て職だからすぐ取締役ですよとか、あるいは、事業はメリットが大きい事業だから新村長についても当然継続していただきますよというようなことではなく、これまでの経緯を新たな村長にはじっくりと説明して、そして、新村長の意思をもってこの事業の継続可否が判断できるように村当局から十分説明していただく必要があると考えます。

最後の部分ですが、「貸付金契約は、返済期限を延長とする再三の変更は望まない」というふうに監査委員は結んでおります。この表現を考えましたときに、返済期限の本年9月を過ぎれば、村の財産が損害をこうむったこととなりますよというようなメッセージに私は受け取れるわけですが、皆様はどうお感じになるでしょうか。米国企業からの送金がないから返済できないというのは、本来は返済できない理由にはならないと思います。金銭消費貸借変更契約書では、返済期限を変更したのみで米国企業からの送金があれば返済期限を猶予するなどというような記載はないわけでありまして、パワープラント社は返済を実行しておらない現実を見たときに、これは明らかに契約違反であります。このことに対する融資側である村長の責任と返済側、借り受けた側の村長の責任を明確にしていなければ、村民は納得できないと思います。今後、24日に予定されている臨時会議、それから遅くとも12月冒頭に開催予定の定例会議までには、この貸した側の関川村長の責任、それから返済側のパワープラントの役員としての村長の責任を明確にされて、村民に説明することが必要と考えますけれども、村長の見解を最後にお伺いいたします。

○議長（近 良平君） 村長、どうぞ。

○村長（平田大六君） ただいま伊藤議員から、今、資金の返済がおくれている、そのことについての責任の考え方について、また住民の説明をどうするかというようなことにつきまして、ご質問いただきました。

まず、第1点でありますけれども、今、伊藤議員が申されました、次回に、今ご指摘いただいた村長としての対処の方法などを具体的にその時点で述べさせていただきたいと考えております。このことについては、いろいろと冒頭に申し上げましたように裁判というような事項にも関連いたしておりますので、それも踏まえながら、また監査委員の指摘なども踏まえながら検討をいたしまして、その時点でお話をさせていただきます。

また、住民の皆さん方の説明はどのように考えているかというご質問でございますが、これまで住民の皆さん方に説明はしてまいりませんでした。それはこの事業がほとんど進展していない、そういう状況の中でなかなか説明する時期がつかみかねる、そういうふうなことで議員の皆さん方にはその都度何回か、その時点での説明を申し上げておりましたが、今日に至っております。

私のそのことについての考え方といたしましては、送金がなされてすぐにこれからパワープラント関川で仕事にかかる、その時点ですぐに住民の皆様方に今後の予定などを大ざっぱではありますけれども説明の機会を設けたいと、ずっと考え続けてまいって今日に至っております。以上であります。

○議長（近 良平君） 3番、小澤さん。

○3番（小澤 仁君） 3番、小澤です。今ほどの伊藤議員の質問と重なるところもあるかもしれませんが、私のほうの質問をさせていただきます。

10月3日の行政報告でパワープラント関川の永井社長がいらっしゃって、その時点で報告中にアメリカからメールが入ったと。あす、書類の入手が確定しました。10月3日のあすですから10月4日ということになります。その書類をもとに、日本でいうと地銀なんだろうかね、最寄りの金融機関をお願いをして今週中、10月3日の今週中ですから、再度私のほうで確認をさせていただきました。来週末でいいですかということで、10月13日までにはという返事をいただいています。150万ドル、2週間以内に、逆算しますと10月末ですね、150万ドル入金になり、村への早期返済と事業を進める運営に充てられそうですという返事をもらっているんですね。本日の村長からの説明で、今現在アメリカからの入金はありませんということでした。

論点をまず整理させていただきます。関川村が貸し付けているのはアメリカの企業ではなく、パワープラント関川です。先ほど伊藤議員のほうからの指摘もあったように、貸付契約書の中にはアメリカからの送金云々という文言は一切含まれておりません。この点で、村長、任期12月を迎えて、また仮定の話で恐縮なんですけれども、先ほど入金なり次第、概略の住民説明をされたいというお話だったんですが、任期までに入金がなかったとき、住民への説明をなく、新しい村長になる方にそのまま委ねられるおつもりなんだろうかと、お願いします。

○議長（近 良平君） 村長。

○村長（平田大六君） 現在の時点では、それがどういうふうに委ねられるかということは、まだ結論的には私は今のところ考えてはおりませんけれども、新しい村長に事務引き継ぎということがございます。私も16年前に村長に就任させていただきましたときに、いろいろなことにつきまして事務引き継ぎをいただきました。そのようなことで、どういう格好で引き継いでいくかということは今後の、これから来月引き渡しまでの問題であろうかと思えます。特に今、小澤議員がご指摘いただきましたこの3,000万円のことにつきましては、一口で言えば、どこから資金が来るか来ないかは別といたしましても、私どもがパワープラントに貸している金との関係でありますので、それは100%、村長として、返金されていない理由にはならないかもしれませんが、今は現状報告ということで申し上げておりますので、そこから先に進んだ場合の問題については、現在の時点ではまだ細かく考えていないところがございますので、ご了承いただきたい。また、新しい村長にいろいろな時点でご苦勞をおかけする、そのことにつきましてもできるだけご苦勞をかけないようにとバトンタッチをいたしたい、そう考えております。

○議長（近 良平君） 9番、伝さん。

○9番（伝 信男君） 9番、伝です。伊藤敏哉議員、小澤 仁議員から今の木質バイオマス発電事業の現在の経過、今、村長が答弁された内容についての質問等、答弁の質問等ありましたけれども、私もそこまでやるつもりだったんですけれども、全部伊藤敏哉議員、小澤 仁議員がやってくれました。ただ、私は、村長に聞きたいのは、今、この木質バイオマス発電事業、もう住民訴訟にまで

発展しているわけですね。その辺を村長は例えば法的にはそんなに間違っただことはしていないんだと言われますけれども、どこに行っても道義的責任というのを全然もう村長は感じていないと。関川村、小さい自治体ですけれども、一家のあるじです。長です。それが村民に不安を与えたり、疑問を投げかけたりするのはやっぱり村長としていかなものかなと、そういうふう感じております。

それと、伊藤敏哉議員のほうからの質問で、村長は、12月の4日だと思います、12月定例会議が始まるのが。そのときまでにこの事業に関しての最終決断を下すと、そういう返事だったと私は理解しております。今まで我々議員もいろんな形でいつまでいつまでということで村長からの説明を信用しながらやってきたんですけども、村長ももう1カ月ちょっとで終わりと。そういう形で平田大六村長が本当にいい村長だと言われて終わる村長であってほしいと私はそこまでずっと願ってきました。村長にも直接話をしたこともあります。そういうことで、ぜひ12月4日には我々議員含めて村民に平田大六村長はすばらしい村長だったと言われるような返事を私は期待しております。以上です。

○議長（近 良平君） ほかにありますか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（近 良平君） これで、質疑を終わります。

以上で、報告を終わります。

○議長（近 良平君） 以上で、本日の日程は全部終了しました。

本日はこれで散会します。

大変お疲れさまでした。

午前10時44分 散 会

地方自治法第123号第2項の規定によりここに署名する。

関川村議会議長

議 員

議 員